

平成18年度第3回図書館協議会次第

日時 平成19年1月16日(火)
午後1時30分から
場所 千葉県立中央図書館 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 答 申

これからの時代に求められる千葉県立図書館運営の在り方について

4 閉 会

懇 談 会

(1) 千葉県立図書館統合電算システムについて

(2) その他

これからの時代に求められる
千葉県立図書館運営の在り方について
(答 申)

平成19年1月16日

千葉県図書館協議会

目 次

はじめに	1
1 千葉県立図書館を取り巻く状況	2
(1) 県内市町村立図書館の現状と課題	
(2) 県立図書館の現状と役割・機能	
(3) 県立図書館の課題	
ア 情報通信技術の活用	イ 施設の老朽，狭隘化対策と資料の保存
ウ 調査研究支援機能と市町村立図書館援助機能の強化	
エ 専門職員の確保	オ 広報の充実とサービス目標の確立
カ 運営体制の見直し	
2 調査研究活動を支援する	6
(1) 専門主題に関する情報の提供	
ア 資料・情報の充実	イ レファレンスサービスの充実
ウ 課題解決型サービス	エ 行政支援サービス・行政情報提供サービス
(2) 利用者に応じたサービスや学習機会を提供する	
ア 図書館利用に障害のある人へのサービス	
(ア) 障害者サービス	(イ) 多文化サービス
イ 学習機会の提供とボランティアの参加	
(3) 千葉県に関する情報の提供	
ア 資料の充実と保存	イ レファレンスサービスの充実と情報の発信
ウ 電子図書館の整備	
3 図書館や関連機関とのネットワークを推進する	10
(1) 市町村立図書館等への援助	
ア 県立図書館の資料・情報の提供	イ 情報・物流ネットワークの強化
ウ 運営相談，調査研究開発	エ 職員研修
オ 図書館未設置市町村への援助	カ 資料の保存
(2) 千葉県公共図書館協会との協力	
(3) 県内の大学・専門図書館やその他の機関等とのネットワークづくり	
(4) 国立国会図書館，他都道府県の図書館，図書館関係団体との連携	
4 子どもの読書活動を推進する	12
(1) 児童サービス	
(2) 学校図書館との連携協力	
おわりに	14
参考資料	15

はじめに

読書は、人類の長い歴史の中で蓄積してきた知識や知恵を伝え、豊かな人間性を育み、知的で心豊かな生活や活力ある社会を実現するために欠かせないものである。そして、図書その他の資料を収集し、提供し、保存する公共図書館は、人々の自発的な読書活動や生涯学習を支える社会教育機関として、欠くことのできない基本的かつ重要な施設である。

近年、読書に関する法律(*1)や図書館の望ましい基準(*2)が国から出され、また、図書館の在り方についての提言(*3)がなされるなど、すべての国民に対する生涯にわたる資料や情報の提供機関として、図書館への期待が高まってきている。

千葉県では、長期的な施策として、平成6年3月に『千葉県立図書館基本構想』が策定されてから約13年が経過している。その間に、情報通信技術の急速な進展があり、それによる図書館サービスの充実が望めるようになった。その一方で、県の厳しい財政状況をはじめ、各自治体の図書館予算の削減や、業務の委託化が進んでいる。図書館を取り巻く環境は急激な変化に直面しており、これからの図書館サービスの方向性を見極めていく重要な時期に来ている。

そこで、前述の基準や報告を踏まえ、千葉県内の図書館の現状と課題や、県立図書館と市町村立図書館のそれぞれの役割・機能を明確化し、かつこれからの時代を展望しつつ、県民だれもが、あらゆる資料を、いつでも、どこでも、身近に利用できるよう、千葉県にふさわしい県立図書館の運営の展開や推進に当たって指針となる図書館運営の在り方を答申するものである。長期的な課題も含まれているが、現実を踏まえながらも高い志をもって実現に向けて積極的に取り組まれるよう期待したい。

(注)*1 読書に関する法律：平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が公布・施行された。

*2 図書館の望ましい基準：文部科学省から、平成13年7月に『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』が告示された。

*3 図書館の在り方についての提言：平成18年3月に、これからの図書館の在り方検討協力者会議から、『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～』が報告された。

1 千葉県立図書館を取り巻く状況

私たちは、幼い子どもの時から読書を通じて人類の知識や知恵の結晶である文字・活字文化に出会うことで、広い世界を知り、知的な活動を高め、心豊かな生活を送ることができる。読書は、人間形成の上でも重要であり、心を育てるために大切なものである。そのため、乳幼児から高齢者までのすべての県民が生涯にわたって豊かな読書生活を享受できるようにすることが重要な課題である。

また、今日、私たちは、インターネットの普及といった情報通信技術の急速な進展をはじめ、少子高齢社会の進行、地方分権化や国際化の進展など、社会が急激に変わる中で様々な課題に直面している。このように社会の各分野における変化は激しく、知識や情報も日々新しくなっており、生涯を通じて学習を続けることが必要な時代となっている。

こうした課題を解決し、個人の創造性の開発を支援していくためには、一人ひとりの県民が自ら考え判断するための参考となる知識や情報を、いつでも、どこでも、だれでもが利用できるよう、図書館が豊富で多様な資料や情報を的確に提供できる環境を整備することが必要となっている。

(1) 県内市町村立図書館の現状と課題

市町村立図書館は、市町村合併に伴い、平成 18 年 3 月末で 56 市町村のうち 39 市町村(設置率 70%、全国平均設置率 72%)、町村立図書館に限ると 20 町村のうち 5 町村(設置率 25%、全国平均設置率 51%) (*4)に設置されている。県内の図書館設置率は全国平均より低いが、県全体の図書館の活動状況は活発で、個人貸出冊数は 31,081 千冊で全国第 6 位、蔵書数は 16,160 千冊で第 5 位、専任職員数は 764 人で第 5 位である(*5)。また、インターネットによる資料の予約、レファレンス事例集のホームページへの掲載、ビジネス支援サービス、学校図書館とのネットワーク整備など、全国的にも先進的で質の高いサービスを展開している市町村立図書館もある。

(注)*4 全国平均設置率：市町村 設置自治体数 1,312 / 1,820 = 72.1%、町村 設置自治体数 530 / 1,041 = 50.9%、自治体数は、総務省ホームページ「総務省報道資料 市町村合併」(平成 18 年 4 月 25 日、総務省自治行政局市町村課)、図書館設置自治体数は、『日本の図書館 2005』(日本図書館協会編 日本図書館協会 2006.1 p18)平成 17 年 4 月 1 日現在及び「図書館雑誌 第 100 巻第 10 号」(日本図書館協会図書館雑誌編集委員会 日本図書館協会 2006.10 p709-713)の「『日本の図書館 2006』中間報告」による。

*5 個人貸出冊数、蔵書数、専任職員数：『日本の図書館 2005』(日本図書館協会編 日本図書館協会 2006.1 p19,21)平成 16 年度実績。なお、平成 17 年度実績は、『千葉県立図書館 2006(平成 18 年度)』(千葉県公共図書館協会〔編〕 千葉県公共図書館協会 2006.12 p16,17,26,27,34,35)によれば、個人貸出冊数：31,757 千冊、蔵書数：15,500 千冊、専任職員数：684 人。

一方で、人口一人当たり個人貸出冊数を見ると、10冊を上回る自治体が8市町村あるのに対し、3冊を下回る自治体が9市町村(県内平均は5.52冊(*6))あり、県内の図書館サービスには自治体間での差がある。この差をなくし、県内どこに住んでいても受けられる同一のサービスの維持・向上が図られるよう、千葉県立図書館(以下「県立図書館」という。)は市町村立図書館等(*7)の求めに応じて様々な援助をしている。また、県立図書館は、市町村立図書館等と共に連携、協力するための組織である千葉県公共図書館協会(*8)を構成し、図書館職員研修、図書館間の相互協力や連絡調整を実施しているが、住民が自治体内のどこに住んでいても均質なサービスが受けられるようなサービス網の整備も課題となっている。

さらに、県内における資料の共同保存が課題としてある。市町村立図書館は、収蔵スペースが限られている中で、新鮮で豊富な蔵書を維持するために図書を適宜除籍していくため、市町村立図書館全体では年間受入冊数が約87万冊であるのに対して、年間除籍冊数が約41万冊となっている(*9)。県立図書館と市町村立図書館では資料の収集範囲が異なるため、除籍される図書の中には県立図書館が収集していないものも多い。このような図書はその時代を背景とした文化であり、県民がいつでも利用できるように県内で最低1部は保存できる体制づくりが必要である。

このほか、児童・生徒に、より身近な市町村立図書館と学校図書館との連携を図り、子どもに対する読書環境を整備することが課題となっている。

(2) 県立図書館の現状と役割・機能

県立図書館は、中央図書館(千葉市)を中心に西部図書館(松戸市)、東部図書館(旭市)の3館があり、市町村に対する広域的な図書館として、総合的な立場から専門的な資料の収集や調査相談を行っている。3館は各エリア内の市町村立図書館等のサービス状況に応じた援助を行うとともに、それぞれが直接県民へ資料や情報を提供している。

県内図書館間の協力体制づくりは、全市町村へ図書館協力車(*10)を週1回定期的に巡回させるなど、全国的にも早い時期から充実が図られている。平成13年度には、県立図書館がホームページを公開し、県立図書館の資料

(注)*6 人口一人当たり個人貸出冊数の県内平均：『千葉県の図書館 2006(平成18年度)』p51 平成17年度実績。

*7 市町村立図書館等：市町村立図書館の設置市町村のほか、図書館が設置されていない市町村では公民館図書室等の読書施設が図書館協力の窓口となっている。

*8 千葉県公共図書館協会：千葉県内の県立図書館、市町村立図書館、公民館図書室等読書施設及び私立図書館からなる団体(平成18年6月1日現在：53市町村、88館加盟)。

*9 年間受入冊数、年間除籍冊数：『千葉県の図書館 2006(平成18年度)』p31 平成17年度実績では、年間受入冊数：873,348冊、年間除籍冊数：412,326冊。

*10 図書館協力車：県立図書館が市町村立図書館に一定期間ごとに相互貸借資料などを巡回配本する自動車。

所蔵情報や県内図書館横断検索等の情報提供を開始し、これにより、県内公共図書館等の資料の相互貸借は、平成 17 年度に約 13 万冊を超えるなど、県民にとって大変便利になってきている。

レファレンスサービスは、専門的な資料や情報に関する質問を平成 17 年度は約 4 万件受けている。最近では学生よりも社会人の利用が多く、法律や医療についての専門的な資料請求や質問が増えており、市町村立図書館等を経由して寄せられる質問内容も高度なものが多くなってきている。

また、市町村立図書館等の職員に対し、新任職員対象、中堅職員対象の経験に応じた研修を実施するとともに、情報化対応、児童サービス、障害者サービスなど課題別に各種の研修会を開いている。

さらに、県民に身近な市町村立図書館等では、多様化、高度化している資料や情報要求のすべてに応えるのは難しいため、県立図書館は市町村立図書館等の状況に応じた様々な援助を行っている。

そこで、県立図書館は、県民のだれでもが読書を通じて豊かな人生を過ごし、いつでも、どこでも必要とする資料や情報を手に入れられるよう、広域的かつ総合的な立場から、これからの時代に対応した役割・機能を十分に発揮し、分権型社会の構築を進める千葉県づくりのための情報拠点となることが期待されている。

(3) 県立図書館の課題

このような市町村立図書館の状況と県立図書館の役割や機能を合わせて考えた時、これからの県立図書館には次のような課題がある。

ア 情報通信技術の活用

インターネット等の情報通信技術を有効に使って情報を発信し、県民が直接県立図書館に来館しなくても図書館サービスが受けられるような非来館型サービスを普及させることが必要である。国レベルの電子化された資料は国立国会図書館など、国の関係機関から情報発信されているが、千葉県に関する基本的な資料の情報発信はまだ少ないため、それらの電子化や千葉県に関する資料や情報を調べやすいように工夫して情報発信するといった千葉県独自の電子図書館サービスが重要である。今後は、印刷された資料とインターネット等の電子情報を組み合わせることにより、調査研究支援機能が飛躍的に高まると考えられ、県民一人ひとりが豊かな情報を利用できる時代になろう。このような図書館にしていくための整備として、例えば、ホームページの内容の充実、各種データベースの利用環境の整備、情報通信技術を活用した情報発信、県の各部局・機関等が発行する電子情報の収集・整理・保存体制の整備などを早い時期から進める必要がある。

イ 施設の老朽、狭隘化対策と資料の保存

中央図書館が老朽化・狭隘化し、資料の収蔵機能の充実や新たなサービスの展開などを進めるための障害になっているという大きな課題がある。

西部図書館，東部図書館においても蔵書数の増加とともに今後の資料の収蔵機能の確保が課題となってきた。県立図書館の豊富な蔵書を将来にわたって利用できるような保存していくことは，県立図書館の重要な役割であり，資料の保存計画と収蔵機能の確保については，長期的な視野から県立図書館全体として早急に検討する必要がある。また，さきに触れたように，県内公共図書館の資料共同保存館として，いつでも資料が利用できるようなしておくことが大切であるが，特に千葉県に関する資料については網羅的に収集し，永久的な保存を図る必要がある。

ウ 調査研究支援機能と市町村立図書館援助機能の強化

各地域の市町村立図書館の設置やサービス状況を踏まえ，資料の図書館間貸出し，協力レファレンスの充実，情報・物流ネットワークの強化，図書館・関連機関とのネットワークの推進による市町村立図書館等援助機能や，専門性の高い調査研究支援機能の一層の向上が必要である。

エ 専門職員の確保

今後ますます必要とされる高度な調査研究支援機能など，千葉県立図書館のサービスの維持・向上のためには，長期的な視点から専門的職員(司書)の確保や，研修等を通じた能力の向上を図ることが重要である。

オ 広報の充実とサービス目標の確立

県民に対する図書館サービスの積極的・戦略的な広報を行い，また，図書館サービスの目標設定・評価法(量的な観点だけでなく質的な観点も含む。)の確立に向けてさらに検討していく必要がある。

カ 運営体制の見直し

千葉県の厳しい財政状況においても，県立図書館が県立図書館に必要な本来の役割と機能を果たしていくために，資料費の確保に努め，効果的かつ効率的な図書館運営ができるよう，現在の運営体制を見直していく必要がある。そこで，千葉県立図書館基本構想の見直しによる県立図書館サービスの再構築を図ることが肝要と考える。

2 調査研究活動を支援する

県立図書館は、これまでも、様々な資料を収集・蓄積して、県民へ直接レファレンスサービスを提供したり、市町村立図書館等への協力レファレンスサービスを行ったりという形で調査研究活動を支援してきた。近年、生涯学習への関心が高まり、情報を積極的に入手することが必要な社会に変化してきている中で、県立図書館の調査研究支援機能の一層の充実が期待される。

また、千葉県のような郷土文化を総合的に体系化した「千葉学」や分権社会の構築などへの関心が高まっていることから、千葉県に関する資料の蓄積を活かした情報発信が望まれる。

さらに、障害者や外国人等へのサービスについて、これからも取り組んでいくとともに、県内全体の図書館サービスの向上を図るため、こうしたサービスの成果を市町村立図書館等に伝えていくことも期待される。

このほか、県民が、必要な情報を的確に探して活用したり、図書館をよりよく利用できるような学習機会を提供することも望まれる。

これらの情報を広く県民に発信するためには、インターネットなどの情報通信技術も積極的に活用する必要がある。

(1) 専門主題に関する情報の提供

ア 資料・情報の充実

専門性の高い資料や官公庁刊行物のような一般には手に入れにくい資料にも留意した幅広い資料収集を続けていく必要がある。

また、図書や新聞・雑誌のような印刷された資料を収集するだけでなく、県民の調査研究に役に立つ電子資料(*11)や外部データベース(*12)を選んで、積極的に収集・導入することも重要である。特に、主題がきめ細かく、多様な最新情報が得られる新聞・雑誌記事は、県民の様々な調査研究に合った情報やデータを提供できるため、これらを迅速に検索できるデータベースの充実が望まれる。

イ レファレンスサービスの充実

これまでの来館や電話によるレファレンスサービスに加え、電子メールによるレファレンスサービスの充実を図り、ホームページ上でレファレン

(注)*11 電子資料：電子的なかたちで情報が記録された資料。ここでは、CD-ROMなどの、磁気や光によって記録媒体から電子的な情報を読み出すパッケージ系の資料を指す。

*12 外部データベース：組織外で作成され、一般の人あるいは登録したユーザーが無料あるいは有料で利用できるデータベースのこと。多くは営利を目的とした有料の商用データベースである。

ス回答事例を紹介したり，テーマ別文献探索・調査案内(*13)やリンク集を作成するなど，情報通信技術を活用したサービスの充実が期待される。

ウ 課題解決型サービス

暮らしや仕事，地域づくりなど日常生活の様々な場面で出会う課題を解決するための情報が必要とされている。これからは，より多くの県民が必要としているテーマについて，ターゲットを定めた情報の提供を行うことが望まれる。

例えば，県民の日常生活の中で裁判や法律の知識が必要になっており，裁判員制度が導入されることから「法律情報提供サービス」，高齢社会が進む中で，健康や医療についての資料や情報への県民の関心が高まってきていることから「健康情報提供サービス」，地域を活性化し，社会に貢献するため，県民の経済活動や県民活動への関心が強くなってきていることから，これを資料や情報提供面で支援することが望まれるため「ビジネス・県民活動支援サービス」などが挙げられる。

エ 行政支援サービス・行政情報提供サービス

住みよい千葉県づくりを考える上で必要な資料や情報を，体系的に収集して迅速に提供できるようサービスすることが重要である。そのためには，様々なテーマの情報を提供し紹介する中で，関連機関等と相互に連携を図ることが大切である。

(2) 利用者に応じたサービスや学習機会を提供する

ア 図書館利用に障害のある人へのサービス

高齢者や，図書館の施設や資料の利用に関して障害のある方に配慮し，手話を使ったコミュニケーションなど個々の障害の程度に応じたきめ細かなサービスの提供に努めていく必要がある。

(ア) 障害者サービス

録音図書(*14)の収集・製作や大活字資料等の収集，活字による読書が困難な利用者に対する対面による音訳(*15)のほか，情報を取得しにくい利用者の状況を考慮した読書案内やレファレンスサービスの充実を一層図っていく必要がある。

(注)*13 テーマ別文献探索・調査案内：いわゆるパスファインダー。

*14 録音図書：文字で書かれた図書をカセットテープ等に録音した図書。

*15 音訳：文字による情報を音声に変換すること。文章のみならず図・表・写真も音訳することが求められるため技術と経験を要する。長時間の聴取に耐えられる読み方をすることが必要とされ，芸術的な意味合いのある「朗読」とは区別する。

さらに、音響機器や情報機器の進歩により容易にできるようになった記録媒体の変換・再編集を積極的に行い、利便性が高く保存性に優れた媒体の利用を進めていく必要がある。録音図書については、DAISY(*16)規格による製作・編集を一層進めることが望まれる。

(イ) 多文化サービス

県立図書館では、県内居住外国人の利用を考慮して、英語、中国語、韓国・朝鮮語等の資料を収集・提供しているが、今後も、日本語を母語としない県民に対して必要な情報を提供できるようサービスの充実を図ることが期待される。また、図書館利用の広報に努めていくことも大切である。

イ 学習機会の提供とボランティアの参加

県民の学習活動や文化活動を支援するため、図書館の利用方法や各種データベースの利用方法等の情報検索技術のガイダンスなど、図書館サービスに関連した生涯学習支援をしていくことが必要である。

また、多様な図書館サービスを展開する中で、音訳ボランティアをはじめとする専門知識や技術を持つボランティアを育成し、参加や協力を得るとともに、図書館に対する理解を広めるため、県民との協働を図る努力が望まれる。

(3) 千葉県に関する情報の提供

ア 資料の充実と保存

千葉県に関する図書、雑誌、新聞など様々な資料は、官公庁刊行物や自費出版物など一般に流通していないことが多く散逸しやすい。市町村立図書館等でも各自治体の地域に関する資料を収集しているが、県全域の資料を網羅的に収集することが県立図書館の役割である。今後一層の収集に努め、将来にわたって提供できるようにする必要がある。保存については原本の保存はもちろんであるが、資料が劣化していくことも考え、必要に応じてマイクロフィルムに撮影し、保存するなど適切な対応が望まれる。

(注)*16 DAISY(Digital Accessible Information System, デイジー): デジタル録音図書の国際標準規格。カセットテープを媒体とする録音図書には、劣化が激しい、収納スペースを必要とする、読みたい個所の素早い検索が行えないなどの欠点があったが、CD-ROM等に記録するデジタル録音ではこれらが解消される。音声だけでなくテキストデータや画像データなども同時にシンクロさせて表示することもできる。再生には専用のプレイヤーかソフトウェアを必要とする。

イ レファレンスサービスの充実と情報の発信

県立図書館の豊富な資料に加えてインターネット上の情報を利用すれば、県民は様々な千葉県に関する事柄について知ることができる。県立図書館では、これらの情報を活用して千葉県関係の調査相談に応えることはもちろん、郷土の歴史や文化、生活や仕事に関わる様々なことまで、県民が効率的に調べられるよう、テーマ別文献探索・調査案内、新聞・雑誌記事索引やリンク集などを作成し、ホームページ上で公開して情報発信することが望まれる。

ウ 電子図書館の整備

県立図書館には古い資料や貴重な資料がある。その中でも、千葉県に関する資料は電子化してホームページ上で公開し、広く県民の利用に供することが資料の有効利用につながる。また、今後は、博物館や文書館などと連携協力して、各施設にある貴重な千葉県に関する資料をそれぞれ役割分担して電子化することも考えられる。

県内の行政資料の中には、印刷物として発行されなくなり、インターネット上の電子情報に替わったものも多い。このような電子情報も収集して保存に努めていくことが望まれる。千葉県が発行する資料や情報に関しては、県の各部局・機関との連携を推進することで、より系統だった計画的な収集や保存を行い提供できるよう、いわゆるハイブリッド化(*17)を図っていくことが必要である。

さらに、将来的には、インターネットで千葉県に関するすべての事項が百科事典のように調べられるような仕組みを目指して、県立図書館だけではなく千葉県関係の資料を収集し、提供している類縁機関の所蔵資料も一度に検索できるようにし、資料や情報の利用などについて連携協力することも考えられる。県民がそれぞれの目的やテーマに応じて、千葉県に関する資料や情報を体系的に調べられるような仕組みや電子図書館の整備を進めることで、より効果的で効率的な図書館運営が期待できる。

(注)*17 ハイブリッド化：印刷された資料とインターネット等の電子情報を組み合わせて利用できるようにすること。

3 図書館や関連機関とのネットワークを推進する

図書館がネットワークをつくり相互に連携し、協力することで、県民が県内のどこに住んでいても、必要な資料・情報を入手できるような輪が広がっていく。県立図書館には、そのようなネットワークづくりの中核的な存在となることが期待されている。今後も、県内公共図書館等で組織する千葉県公共図書館協会と協力して、ネットワークを強化するとともに、県内の大学図書館や専門図書館とのネットワークづくりや、図書館以外の施設との連携協力を図り、より充実した県民への資料・情報提供が行える環境づくりを推進することが望まれる。

(1) 市町村立図書館等への援助

市町村立図書館は、県民の身近な図書館として利用者への直接サービスを行っており、県立図書館には、市町村立図書館が住民への充実した図書館サービスを行えるよう援助するという重要な役割がある。

また、県内の市町村には、全国的にも先進的で質の高い図書館サービスを展開している自治体がある一方、まだ、図書館が設置されていない自治体がある。このような状況においては、自治体に応じたきめ細かな対応が必要であり、県立図書館の市町村立図書館等への援助機能の向上が望まれる。

ア 県立図書館の資料・情報の提供

県立図書館では、市町村立図書館等で収集することが難しい専門的な資料の収集・提供や協力レファレンスサービスをこれからも重点的に行う必要がある。

イ 情報・物流ネットワークの強化

県立図書館では、図書館協力車による物流ネットワークを確保しており、全市町村に週1回資料が搬送されている。また、県内のどの図書館に資料があるのかが素早くわかる千葉県内図書館横断検索システムを導入し、その参加館もかなり増加している。これにより、千葉県は、全国的に見ても活発に資料の相互貸借が行われている。今後は、県内の全公共図書館の資料が横断検索できるよう目指すことや資料搬送の更なる効率化が望まれる。

ウ 運営相談、調査研究開発

市町村立図書館等がより充実した図書館活動を行えるよう、運営相談を引き続き行っていくことも県立図書館の重要な役割である。そのためには、全国の先進的な事例の収集や図書館が直面している課題を常に把握し、市町村立図書館の状況や課題を調査・分析して、的確な運営相談を行えるようにする必要がある。

エ 職員研修

県内公共図書館のサービスの維持・向上に向け、県内図書館職員の能力の向上を図るため、これからも県立図書館が図書館員の研修センターとしての機能を持ち続け、体系的・実践的な研修を行うことが重要である。

オ 図書館未設置市町村への援助

図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置についての相談、公民館図書室等の運営相談を行うことや、図書館ネットワークシステムへの参加を促すことが今後も大切である。

カ 資料の保存

市町村立図書館等では、収蔵能力に限りがあるため保存しきれなくなった資料を除籍しているが、その中には県立図書館が所蔵していない資料もある。県民が将来にわたり豊かな資料を利用できるよう、必要な資料については県内で最低1部保存できるようなシステムを検討し、確立していくことが必要である。

(2) 千葉県公共図書館協会との協力

県内の図書館ネットワーク強化には、千葉県公共図書館協会との協力が欠かせない。今後も、千葉県公共図書館協会と連携協力して、市町村立図書館等の情報・物流のネットワーク体制の維持・向上、職員研修体制、図書館サービスの向上を目的とした調査研究や資料の協力保存体制の充実について一層努めることが必要である。

(3) 県内の大学・専門図書館やその他の機関等とのネットワークづくり

県民の資料や情報に対する要求は、ますます多様化・高度化してきている。県立図書館が、県内の大学図書館や専門図書館とネットワークをつくることで、県民が学術的な専門資料を利用しやすい環境を整備していくことが望まれる。また、県立博物館や文書館等の類縁機関と県立図書館がネットワークをつくり、積極的な情報交換をすることで、県民が専門的な資料や研究情報をより入手しやすくすることも期待される。

(4) 国立国会図書館、他都道府県の図書館、図書館関係団体との連携

今後も、国立国会図書館の全国的な図書館プロジェクトに積極的に参加・協力することが大切である。また、他都道府県立図書館等と資料の相互貸借や協力レファレンスサービス等で、更なる連携協力を図るとともに、全国公共図書館協議会、関東地区公共図書館協議会、日本図書館協会等を通じての連携により、互いに図書館サービスを向上させることが重要である。

4 子どもの読書活動を推進する

子どもは、読書を楽しみながら言葉を学び、知識や情操を豊かにして成長していくことから、子どもの読書活動を推進することには大きな意義がある。近年、インターネットの普及などによる急速な情報社会化が、子どもの生活にも様々な影響を与えているが、このような社会であるからこそ読書によって言葉の基礎能力や、豊かな心を育むことが重要である。図書館は、子どもにとって読書の楽しみを知り、知識を得ることが自由にできる場所であり、子どもの頃から図書館を利用することで、生涯を通じ図書館のよき利用者になることへとつながる。

子どもの身近にある市町村立図書館等は、地域に住む子どもたちが本と出会い、読書を楽しむ場所として、直接的な児童サービスを行っている。また、学校図書館も子どもが本と出会う場として重要であり、この2つが車の両輪となっている。そこで、県立図書館では、県内すべての子どもたちの読書活動を推進する(*18)ために、市町村立図書館等への援助や学校図書館との連携協力の充実を図ることが望まれる。

(1) 児童サービス

県立図書館では、中央図書館の児童資料室が中心となり、子どもへの直接的なサービスの経験を踏まえて、市町村立図書館等の児童サービスを援助している。今後も、直接サービスを実践する中で、児童サービスの専門的知識や技能を蓄積した職員を育成し、その専門性に裏打ちされた、所蔵資料の提供、レファレンスサービス、研修会の開催、運営相談などを積極的に行い、幅広い市町村立図書館等の児童サービスを援助していくことにより、県内の子どもたちの読書活動を推進していくことが重要である。

また、児童サービスや児童資料の研究者のための調査研究事業を実施したり、子どもの読書活動の推進に関連する機関との連携協力を図り、かつ、情報提供を行うなど、県内の児童サービスのセンター館としての役割を果たすこと、さらには、市町村立図書館等が児童サービスを行う上で参考となるような先駆的なサービスを実施し、その成果を県内全域へ提供していくことが望まれる。

平成 15 年 3 月に千葉県教育委員会から出された『千葉県子どもの読書活動推進計画』において、県立図書館はネットワークの中心となって児童サー

(注)*18 子どもの読書活動を推進する：子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)に基づき、平成 14 年 8 月に閣議決定の上、公表された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえて策定した「千葉県子どもの読書活動推進計画」(平成 15 年 3 月)における県立図書館関係の施策のこと。また、文字・活字文化に関する施策の総合的な推進を図るために、文字・活字文化振興法(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)がある。

ビスの充実を図ることとされており、今後も関係機関とより一層緊密な連携を図っていく必要がある。

(2) 学校図書館との連携協力

学校図書館は、司書教諭や担当職員が資料を整備し、情報化を進めることで、子どもの読書活動を推進しており、児童・生徒を地域社会の中で育むために当該自治体の図書館等との地域の状況に応じた連携が基本となっている。

県立図書館は、「調べ学習」のための資料提供や協力レファレンスサービスなどを中心に高等学校図書館との連携を充実させるとともに、児童サービスの知識や経験の蓄積を活かして、市町村立図書館等と協力して学校図書館との連携に努め、司書教諭等からの学校図書館運営上の相談等に応えていくなど様々な取組が望まれる。

おわりに

人々が、人間として最も重要な読書活動を行い、激変する社会に対応できるようにするためには、図書館活動を充実させることが大切である。

そして、千葉県立図書館が持つ様々な資源を最大限に活かし、これからの時代にふさわしい図書館サービスを向上させていくためには、県立図書館が従来実施してきた、調査研究活動の支援の充実や市町村立図書館等をはじめ関係機関とのネットワークの推進を強化していく必要がある。また、インターネット等を使った非来館型サービス、千葉県に関する情報の収集・提供や資料の保存等を重点的に行っていくことが望まれる。

そのためには、これからの図書館運営の展開や推進に必要な体制を整備することが重要である。

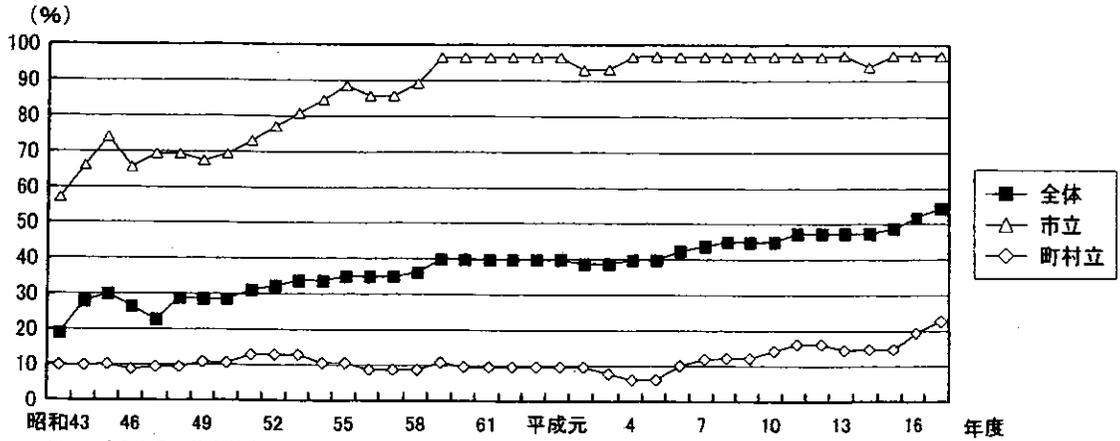
今後、質の高い県民サービスの一層の充実をめざした具体的な検討や取組を期待するとともに、県の生涯学習推進における県立図書館のサービス向上や整備の在り方についてなど、千葉県立図書館基本構想の再検討が望まれる。

参 考 资 料

1 県内市町村立図書館等

(1) 図書館設置率の変化

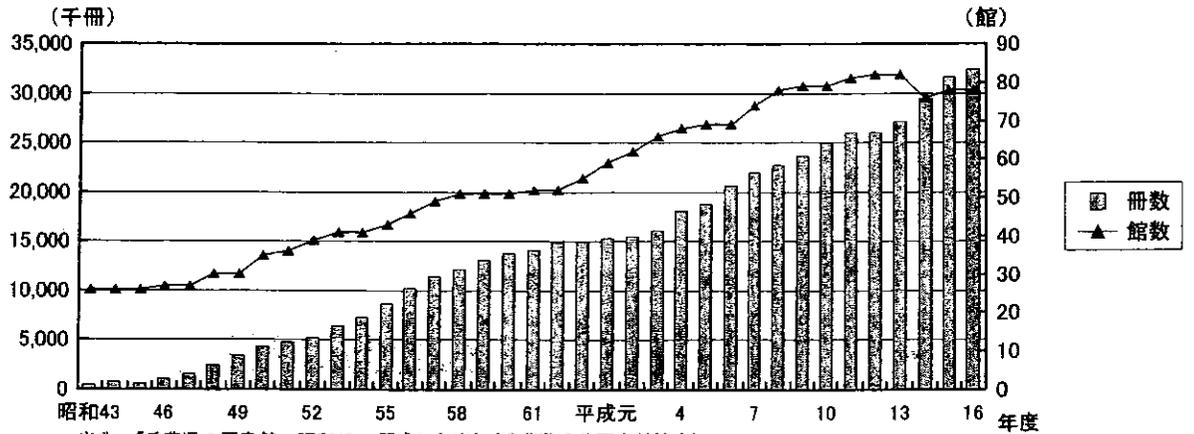
* 市の図書館設置率は高いが、町村の設置率は全体の4分の1に留まっている（平成17年4月現在）。



出典：『千葉県の社会教育 昭和43～48年度』（千葉県教育庁社会教育課）
 『千葉県立中央図書館年報 昭和48～平成8年度』（千葉県立中央図書館）
 『要覧 1998～2000. 平成13～18年度』（千葉県立中央図書館）
 注：当該年4月1日基準。ただし、昭和46年は9月、47年は6月、50・51年は5月、平成10年は6月1日現在

(2) 個人貸出冊数と図書館数の変化

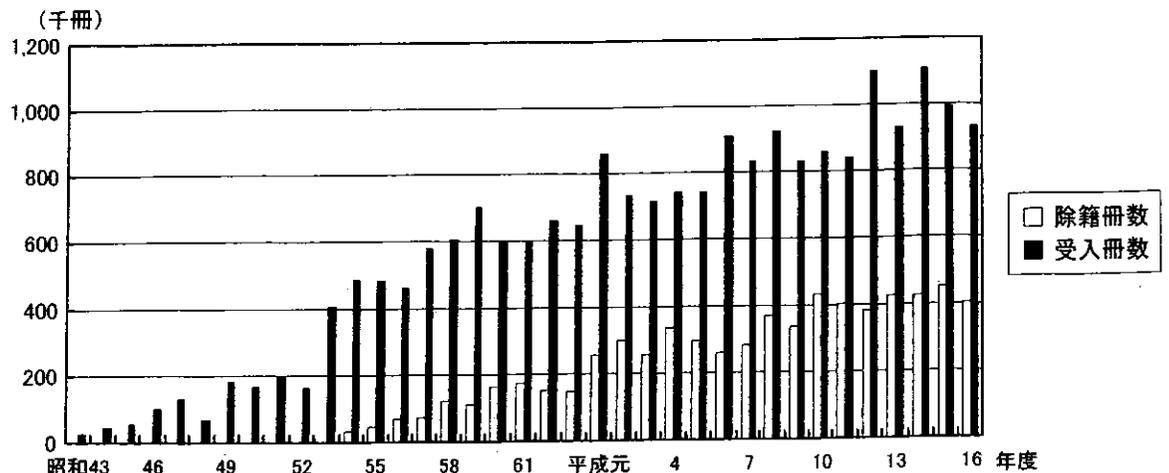
* 県内市町村立図書館全体としては、個人貸出冊数は増え続けている。



出典：『千葉県の図書館 昭和43～平成17年度』（千葉県公共図書館協会）
 注：館数は本館の数。

(3) 図書受入・除籍冊数の変化

* 平成10年度以降毎年約40万冊の図書が除籍されており、この中には県立図書館で所蔵していない図書が多数含まれていると考えられる。

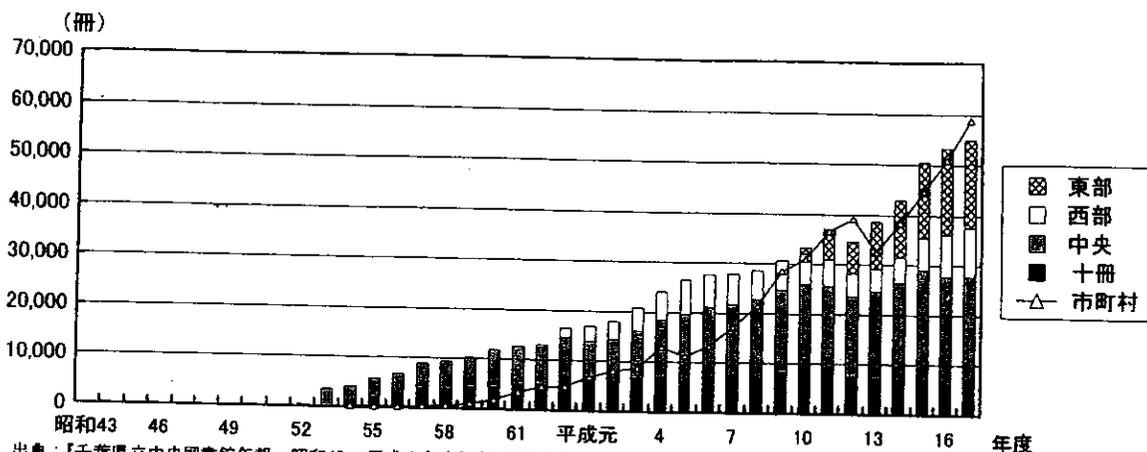


出典：『千葉県の図書館 昭和43～平成17年度』（千葉県公共図書館協会）
 注：昭和44年から53年まで除籍数の掲載なし。

2 県立図書館

(1) 県内市町村立図書館等への資料貸出冊数と県内市町村立図書館等間の資料相互貸借数の変化

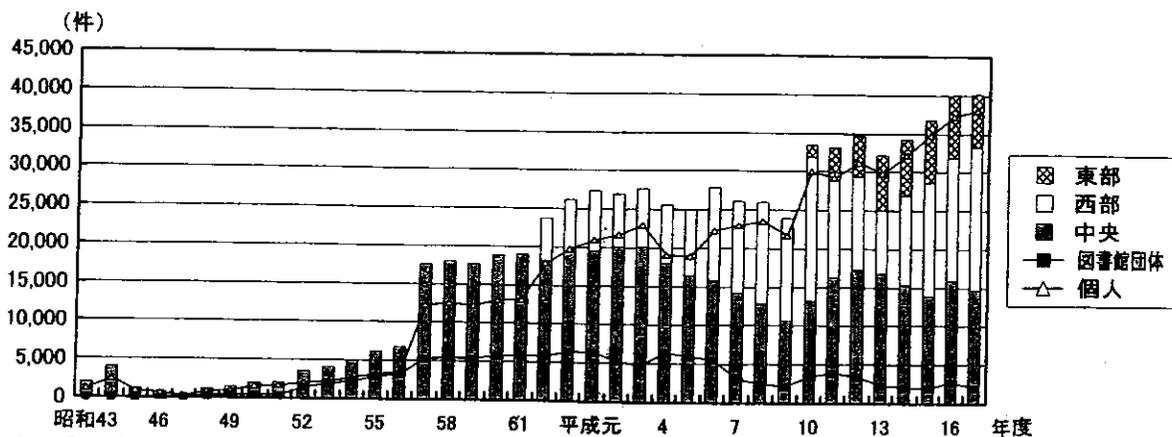
* 平成13年度以降市町村間の大きな伸びは、インターネット上の横断検索、所蔵検索により蔵書の確認が容易になったためと考えられる。



出典：「千葉県立中央図書館年報 昭和43～平成8年度」（千葉県立中央図書館）
 「千葉県立西部図書館年報 昭和62～平成8年度」（千葉県立西部図書館）
 「業務年報 平成9～17年度」（千葉県立中央図書館 千葉県立西部図書館 千葉県立東部図書館）*千葉県立東部図書館は平成10年度から
 注：中央図書館の昭和52～53年度には十冊文庫を含む。市町村立間の昭和54～58年度には、市町村立間の連絡数を含む。
 協力車の運行は昭和52年度から。

(2) レファレンス件数の変化

* 県立図書館のレファレンス件数は、平成13年度以降増加しており、特に個人への件数が増加している。



出典：「千葉県立中央図書館年報 昭和43～平成8年度」（千葉県立中央図書館）
 「千葉県立西部図書館年報 昭和62～平成8年度」（千葉県立西部図書館）
 「業務年報 平成9～17年度」（千葉県立中央図書館 千葉県立西部図書館 千葉県立東部図書館）*千葉県立東部図書館は平成10年度から
 注：中央図書館の昭和48年度以前は件数と人数を別々に数えているため、総数が異なる。